議案第132号

北上市市税条例の一部を改正する条例

北上市市税条例(平成3年北上市条例第62号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附則	附則
(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)	(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)
第7条 [略]	第7条 [略]
	(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)
	第7条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条
	の4第4項に規定する特例損失金額(以下この項において「
	特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(
	同項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定
	<u>する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以</u>
	下この項及び次項において「損失対象金額」という。) につ
	いて、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号
	に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用するこ
	とができる。この場合において、第18条の規定により控除さ
	れた金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以
	後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年
	度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用について
	は、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったもの
	とみなす。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の 特例)

第8条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市 民税に限り、法<u>附則第4条の4第3項</u>の規定に該当する場合 における第18条の規定による控除については、その者の選択 により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第 2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附

- 2 前項前段の場合において、第18条の規定により控除された 金額に係る損失対象金額のうちに同条の規定の適用を受けた 者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有 する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた 損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という 。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和 7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日 の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適 用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じ なかったものとみなす。
- 3 第1項の規定は、令和6年度分の第25条第1項又は第3項 の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税 通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時まで に提出された第26条第1項の確定申告書を含む。)に第1項 の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これら の申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由が あると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の 特例)

第8条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市 民税に限り、法<u>附則第4条の5第3項</u>の規定に該当する場合 における第18条の規定による控除については、その者の選択 により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第 2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法<u>附</u> <u>則第4条の4第3項</u>の規定により読み替えて適用される法第 314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、 同条の規定を適用することができる。

<u>則第4条の5第3項</u>の規定により読み替えて適用される法第 314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、 同条の規定を適用することができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月28日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例を定めるほか、所要の改正をしようとする ものである。